

○ バス・地下鉄連絡券， 共通乗車券について

○バス・地下鉄連絡普通券（バーコード券）など

Q1. 運賃改定前に購入したバス・地下鉄連絡普通券（バーコード券）は，平成26年4月1日以降，使えるのでしょうか。

A1. 4月1日以降もお使いいただけます。

バス部分につきましては，大人用（灰色）220円分，小児用（黄色）110円分です。乗車運賃と差額が生じる場合は，現金等で差額分を追加していただきます。

地下鉄部分（緑色）につきましては，4月1日以降も1区の運賃の改定を行いませんので，1区を乗られる場合は，そのままお使いください。

ただし，2区以上乗車される場合は，券売機で普通券と交換される際に，各区の改定後の運賃との差額をお支払ください。

Q2. バス・地下鉄連絡普通券を使わないので，払い戻ししたいのですが。

A2. 通常どおり，払戻手数料100円をお支払いいただいたうえで，払い戻しさせていただきます。

Q3. 市バス・地下鉄連絡定期運賃は，どうなるのでしょうか。

A3. 市バス・地下鉄の連絡定期運賃については，地下鉄の定期運賃の改定に伴い，改定を行います。

改定後の市バス・地下鉄連絡定期運賃は，主な改定内容の「バス・地下鉄連絡運賃とその他の乗車券について」と「市バス通勤フリー・地下鉄連絡定期運賃について」をご覧ください。

Q4. 運賃改定前に購入した市バス・地下鉄連絡定期券は、平成26年4月1日以降、使えるのでしょうか。

A4. 市バス・地下鉄の連絡定期運賃は、改定を行いますが、平成26年4月1日以降も券面に表示される区間において、差額をお支払いいただかなくても有効期間までお使いいただけます。

Q5. 平成26年3月中に、4月1日以降使用開始の定期券を購入することができるのでしょうか。その際、新旧どちらの運賃で購入することになるのでしょうか。

A5. 新規で購入される場合は通用開始日の7日前から、継続で購入される場合は通用開始日の14日前からご購入いただけます。

使用開始が4月1日以降であっても、3月31日までに購入される場合は、改定前の運賃となります。

なお、通学定期券を購入されるにあたりまして、購入の条件等については、下記のリンク先をご覧ください。

京都市交通局のホームページ「通学定期券をお求めのお客様へのお願い」

<http://www.city.kyoto.lg.jp/kotsu/page/0000147597.html>

○共通乗車券

Q1. 平成26年4月1日以降、トラフィカ京カードの乗継割引は、どうなるのですか。

A1. トラフィカ京カードを使って、市バスから市バス、または市バスから地下鉄に乗り継がれた場合、これまでどおりの金額を割引させていただきます。

市バス⇔市バス 割引金額90円（小児40円）

※1回目の降車から2回目の降車が90分以内の乗り継ぎに限る。

市バス⇔地下鉄 割引金額60円（小児30円）

※当日中の乗り継ぎに限る。